

○柏市民交流センター指定管理者運用規定

(趣旨)

第1条 この規程は、柏市文化・交流複合施設条例第6条12項の定めにより、柏市民交流センターの管理運営に関し必要な事項を定める。

(営利活動に関する対応について)

第2条 柏市の「受益者負担の適正化基準」に従って、利用者の物品の販売及びサービスの提供について、下記の運用基準を適応する。

記

1 運用基準

	ミーティングルーム 多目的スペース	オープンスペース
物品の販売 サービスの提供	可(*1)	不可(*2)

*1

- ・利用者は条例に基づいて、禁止行為の解除申請をする。
- ・利用料金の算定基準となる利用者区分については、主たる利用目的が物品の販売やサービスの提供による利益の獲得と見なされる場合は、営利目的利用者として位置づけ、条例で定める営利団体と同額の負担とする。

*2

- ・オープンスペースについては不特定多数の市民がともに利用する空間であり、空間を厳密に区分することができないため、原則どおり、物品の販売およびサービスの提供は不可とする。ただし市や指定管理者の主催、共催または後援するイベントについてはこの限りではない。

(使用中止に関する制限規定)

第3条 柏市文化・交流複合施設条例（以下「条例」という。）第13条、第14条及び第15条による許可を受けた利用者（以下「許可利用者」という。）が、条例第17条及び柏市文化・交流複合施設条例施行規則（以下「施行規則」）第15条に定めた届出が無く、次に該当するときは、許可利用者に対して、条例第18条に基づく施設の使用等を制限若しくは停止（以下「制限等」という。）する。

- (1) 使用日当日から6日前を過ぎてから使用中止の申し出（以下、「直前キャンセル」という。）が3回あった許可利用者
- (2) 使用日当日まで、使用中止の申し出なく使用をしなかったこと（以下、「無断キャンセル」という。）が1回あった許可利用者

(3) 前項及び前々項に該当する許可利用者が、使用日の午後 8 時まで使用料の支払いがあった場合は、(1)及び(2)の適用をうけない。

(制限の内容及び期間等)

第4条 指定管理者は、前条の(1)または(2)に該当する許可利用者(以下「制限等該当者」)がいるときは、制限等該当者に速やかに通知するものとする。

2 前項の通知を受けた制限等該当者は、通知日から起算して14日を過ぎた日の翌日から30日間、ウェブサイト及び専用の端末機からのログインが停止され、期間中における抽選の申し込み、当選の申請、予約の変更及び取り消しはできないものとする。

3 制限等該当者は、前項2の制限等を受けている期間中において、既に利用の許可を受けている予約を変更、取消し及び予約状況の確認(以下「変更等」という。)をするときは、柏市民交流センターに直接申し出なければ変更等ができないものとする。

4 制限等該当者が、制限等の期間中において、別に許可を受けている利用の直前キャンセルまたは無断キャンセルに該当した場合、該当する度に制限等を適用し、この場合における制限等の期間は、既に適用を受けている制限等の期間に追加した期間とする。

5 制限等の適用に関しては、指定管理者が止むを得ないと認める場合(公共交通機関の乱れや自然災害など)を除き、いかなる例外も認めない。

(掲示物に関する基準)

第5条 パレット柏館内のポスター・チラシ等の掲示は、以下の基準で行う。

(1) 市民活動掲示板に掲示するポスターのサイズはA3版以下とする。

(2) 掲示期間は最長1ヶ月間とし延長はしない。

(3) 掲示期間終了後において、掲示した掲示物の返却はしない。

(4) 営利活動を目的とした事業等に関わる掲示物は掲示しない。

(掲示物の種類)

第6条 前条に定める掲示物の種類は、次のものに限る。

(1) 市民公益活動団体の活動に関するもの。

(2) パレット柏に登録している団体の活動に関するもの。

(3) 柏市が主催、共催または後援するもの。

(4) その他、柏市から掲示の依頼のあるもの。

*登録団体であっても営利活動を目的とした掲示物は受け付けない。

附 則 (平成30年9月25日)

1 この規程は、平成30年10月1日から施行する。

2 使用中止に関する規定については平成30年11月1日からの使用中止届に適用する。